

小学校給食センター建替えに伴い 中学校給食導入の検討は

阿南 育子 議員

質問 小学校給食センターの老朽化に伴う建替えの検討状況は。また、いるので、改めて検討する考えはない市民からの要望も多い中学校給食導入の検討について御理解いただきたい。

入の検討も含めるべきと思うので、今後の考え方を伺いたい。

教育長 平成20年にプロジェクトチームを組織して検討し、21年に報告書（案）をまとめているが、建設地の選定など課題が残ることから再度検討するという結論となっている。施設建設は喫緊の課題であり、早急に方向性を出していきたい。中学校



▲第一給食センター

気軽に楽器演奏ができる環境整備・ワンコインサービスでの演奏会を

奥富 喜一 議員

質問 プロやプロクラスの方に演奏会をワンコイン・500円で開いていただき、気軽に音楽に触れる機会を提供することで、音楽のまちづくりに発展できるのではないかと思うが、考え方を伺いたい。

教育長 市民会館で安価なコンサートも実施しているが、今後も指定管理者に企画を要望していく。また、公民館でも無料のロビーコンサートを開催して気軽に本格的なクラシックを楽しんでいただいている。なお、



▲ロビーコンサート

政権交代で実現するのか 念願の35人学級

小野沢 久 議員

質問 文部科学大臣の「23年から35人学級に」という計画案の発言後、待つ状況だ。なお、今年度から実施関連報道がないが、ホームページの都教委の加配は継続の方向である。定数改善計画（案）によると、23年から5カ年計画ということだが、教育委員会の対応状況と、教員の加配への影響についてお聞きしたい。

教育長 本年8月に文科省発表の定数改善計画（案）によると当市で3学級増となるが、23年度予算化に向けた何の情報もなく、明るい見通しはない。現段階で予断を持った学



▲授業風景（第一小学校）

町会・自治会活動を継続的に展開させるために積極的な支援を

串田 金八 議員

質問 少子高齢化や核家族化などにより加入率は減少傾向となり、財政的に不安な中では自主的な地域活動に影響することも考えられるので、会館の建替えはもとより修繕や備品の購入などの予算に対する支援をしていただきたいが、市長の考えは。

市長 会館建設などの大規模工事を行う場合の補助率を21年度から100分の60から100分の70に引き上げており、町会・自治会の自主的活動の活性化と継続的な展開を促進す



▲熊牛会館

福生市清潔で美しいまちづくり条例（全文）

（目的）

第1条 この条例は、市内におけるポイ捨て及び犬のふんの放置を防止し、並びに路上喫煙及び歩行喫煙を規制することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ポイ捨て 公共の場所（道路、公園、広場その他の屋外の公共の用に供する場所をいう。以下同じ。）及び他人が所有又は管理する土地（以下これらの場所を「公共の場所等」という。）において、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これに類する物及び飲料、食料等を収納している、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器（以下「吸い殻、空き缶等」という。）をみだりに捨てることをいう。

(2) 犬のふんの放置 自己が飼育し、又は管理する犬（以下「飼い犬」という。）のふんを公共の場所等に放置することをいう。

(3) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持していることをいう。

(4) 歩行喫煙 公共の場所において、歩きながら、又は自転車、原動機付自転車等で走行しながらたばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持していることをいう。

(5) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て及び犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙及び歩行喫煙の規制（以下「ポイ捨て等の防止及び路上喫煙等の規制」という。）のための施策（以下「防

止策」という。）を策定し、実施しなければならない。

2 市は、ポイ捨て等の防止及び路上喫煙等の規制について、市民等及び事業者に対して意識啓発に努めるとともに、市民等及び事業者が実施する清潔で美しいまちづくりを推進するための取組に対し、積極的な支援を行わなければならない。

3 市は、第1項の規定による防止施策の策定及び実施並びに前項に規定する支援について、市民等及び事業者と連携してその推進に努めなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、自ら生じさせた吸い殻、空き缶等を適正に処理しなければならない。

2 市民等は、市が実施する防止施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、市が実施する防止施策に協力するよう努めなければならない。

（飼い主の責務）

第6条 市民等は、飼い犬を散歩させ、又は運動させるときは、ふんを持ち帰るための用具を携行し、その犬が排せつしたふんを適正に処理しなければならない。

（喫煙者の責務）

第7条 市民等は、公共の場所において喫煙をする場合は、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならぬ。

(1) 周囲の者に迷惑と危険を及ぼさないよう配慮すること。

(2) 吸い殻入れを使用すること。

(3) 歩行喫煙をしないこと。

（ポイ捨ての禁止）

第8条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

（指導、勧告及び命令）

第9条 市長は、前3条及び第13条本文の規定に違反した者に対し、その行為を中止するよう指導することができる。

2 市長は、正当な理由がなく前項の規定による指導に従わなかった者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わなかった者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（指導員の設置）

第10条 市長は、ポイ捨て等の防止及び路上喫煙等の規制のため、必要に応じて指導員を設置することができる。

（清潔で美しいまちづくり重点区域の指定等）

第11条 市長は、特にポイ捨て、犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進する必要があると認める区域を、清潔で美しいまちづくり重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、重点区域を指定し、変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、重点区域を指定し、又は変更したときは、重点区域であることを示す標識を設置する等により周知に努めなければならない。

（路上禁煙区域の指定等）

第12条 市長は、特に路上喫煙及び歩行喫煙を禁止する必要があると認める区域を、路上禁煙区域として指定することができる。

2 前項の規定による路上禁煙区域の指定は、禁煙の期間又は時間は限って行うことができる。

3 市長は、路上禁煙区域を指定しようとするときは、当該区域内及びその周辺の住民及び事業者並びに関係機関の意見を聞く機会を設けなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、路上禁煙区域を変更し、又はその指定を解除することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

5 市長は、路上禁煙区域を指定し、変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

6 市長は、路上禁煙区域を指定し、又は変更したときは、当該区域が路上禁煙区域であることを示す標識を設置する等により周知に努めなければならない。

（路上禁煙区域内の制限）

第13条 何人も、路上禁煙区域内において、路上喫煙及び歩行喫煙をしてはならない。ただし、市が指定した特別に喫煙できる場所については、この限りでない。

（過料）

第14条 前条の規定に違反し、かつ、第9条第3項の規定による命令に従わなかった者は、2千円の過料に処する。

（委任）

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。ただし、第14条の規定は、第12条で指定した区域の状況を踏まえ、市規則で定める日から施行する。

2720 日	17 日	14 日	10 9 8 7 日	3 日	2 日	1 ▼ 12 月	30 日	2926 日	25 日	2422 日	18 日	17 日	16 日	15 日	10 日	9 8 日	4 ▼ 11 月	2928 日	27 日	2621 20 日	19 日	18 日	14 日	12 日	7 日	5 ▼ 10 月
員会 基地 対策 特別 委員会	例会 第4回 协議会 第2次 調査 委員会	議会 第4回 運営 委員会	議会 第4回 横田 基地 基文教 生活 環境 委員会	議会 第4回 削減 特別 委員会	議会 第4回 定例会	議会 第4回 認定会																				